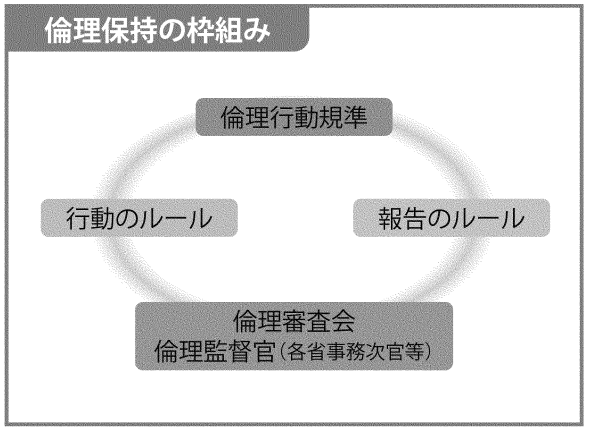
また、倫理規程は、倫理法の倫理原則を受けた倫理行動規準を定めるとともに、許認可等の相手方や、補助金等の交付を受ける者等の職員の職務と利害関係を有する者の範囲を明確に定め、職員が利害関係者から贈与や接待を受けることなど、国民の疑惑や不信を招くような行為の禁止・制限等の「行動のルール」について規定している。



1　倫理制度の周知徹底、広報活動

倫理法・倫理規程の適正な運用を確保するためには、その内容が、これらの法令の適用を受ける職員のみならず、これらの職員と接触する民間企業等の事業者等に十分理解されることが重要である。そのため、倫理審査会は、平成26年度において、次のような施策を実施した。

⑴　各府省等との会議や懇談会の開催

各府省の本省の倫理事務担当者等を集めた会議を年度当初に開催し、前記の三つの主要な施策を説明するとともに、具体的取組として、各府省における啓発活動の紹介、倫理研修の計画的な実施に関する指導、職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度の活用の推進に関する指導等を行った。

また、国家公務員倫理週間を前にした10月から11月にかけて、３回に分けて、各府省の官房長等を対象とした懇談会を開催し、倫理の遵守状況や倫理保持のための取組状況等について意見聴取を行うとともに、今後の課題等について意見交換を行い、また、必要な指導等を行った。

さらに、今年度から公務員倫理セミナーの開催に併せて、地方機関の長等を対象とした懇談会を開催し、倫理の遵守状況や倫理保持のための取組状況等について意見聴取を行うとともに、今後の課題等について意見交換を行った。

⑵　国家公務員倫理週間における啓発活動

平成14年度から毎年実施している「国家公務員倫理週間」（12月１日から７日までの１週間）に際し、公募作品の中から採用した標語「倫理の輪広げて勝ち取る信頼感」を用いた啓発用ポスターやパンフレットを作成し、各府省等のほか、全国の地方公共団体、経済団体等への配付を行った。また、一般職の国家公務員を対象として、元衆議院議員で元在チリ共和国特命全権大使の小川元氏による講演会（テーマ「国家公務員倫理法：立法までの経緯を振り返って」）を開催した。その他、公務員倫理に反すると疑われる行為に係る情報提供を受け付ける「公務員倫理ホットライン」の周知徹底、倫理監督官による公務員倫理に関する講話や、公務員倫理に関する自らの考えをメールにより全職員に直接送ることなどの要請等を行った。

⑶　民間企業等への広報活動

国家公務員と接触する機会のある民間企業に対して倫理法・倫理規程の周知及び理解の促進を図るため、全国の経済団体等52団体を訪問して、倫理法・倫理規程のポイントを説明し、会員企業に対するパンフレットの配付、機関誌やホームページへの倫理週間の記事の掲載など、民間企業に対する広報活動への協力の依頼等を行った。訪問していないいくつかの団体に対しても、郵送により、機関誌等への倫理週間の記事の掲載を依頼した。この結果、合計66団体の機関誌等に倫理週間等の記事が掲載された。

また、地方公共団体に対して地方公共団体をめぐる倫理法等違反事例等に係る広報資料を配付し、周知、広報活動を行った。

2　職員の職務に係る倫理の保持のための研修

倫理審査会は、倫理法第11条第４号の規定により、職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画及び調整を行うほか、自ら実施することが適当と認められる研修については、これを計画し、実施することとされている。

これを受けて、平成26年度においては、次のような施策を実施した。

⑴　倫理制度説明会の実施

倫理制度の周知徹底及び各府省における倫理研修指導者の養成を目的として、各府省等の本省の倫理事務担当者、地方機関の人事担当者等を対象とした倫理制度説明会を全国10か所において開催し、各府省等における集合研修用倫理研修教材として開発した「研修教材パッケージ「公務員倫理」」のデモンストレーションや、「国家公務員倫理法の調査・懲戒手続マニュアル」に沿った調査及び懲戒手続の留意点等の説明を行った（参加者計525人）。

⑵　公務員倫理セミナーの開催

各府省等の地方機関の職員、それらの職員と接する機会のある地方公共団体や民間企業等の職員を対象として、新潟市及び岡山市において、公務員倫理セミナーを開催した。新潟市においてはＴＭＩ総合法律事務所顧問で同志社大学法科大学院教授の松山隆英氏、岡山市においてはフリージャーナリストの入野和生氏による広い意味の公務員倫理に関する講演を実施した。また、倫理審査会事務局職員による制度説明を実施した（参加者　新潟市：103人、岡山市：126人、合計229人）。

⑶　ケーススタディ用ＤＶＤ研修教材の開発・配付等

事例研究用教材として、最近問題となった事例、職員が判断に迷う事例や対応に困る事例などを取り入れたケーススタディ用ＤＶＤ研修教材（Vol.９）を作成し、各府省等に配付した。

また、「国家公務員倫理教本」や各種パンフレットの改訂・配付等も行った。

3　倫理制度に関する意見聴取

倫理審査会では、倫理の保持の施策の参考とするため、倫理制度や公務員倫理をめぐる諸問題について、各界から幅広く意見を聴取しており、また、各府省等における倫理法・倫理規程の運用実態、倫理法・倫理規程に対する要望等の把握にも努めている。

⑴　有識者との懇談会等

倫理審査会では、倫理法・倫理規程が施行されて以降、各界の有識者から、国家公務員の倫理の保持の状況や倫理制度に対する評価、倫理の保持のための施策などについての意見聴取を続けており、平成26年度においては、東京都及び高松市において、企業経営者、学識経験者、報道関係者、地方自治体の長といった各界の有識者と倫理審査会の会長や委員との懇談会を開催した。また、前記のとおり各府省官房長等との懇談会及び地方機関の長等との懇談会を開催し、各府省における倫理法・倫理規程の運用状況や業務への影響、倫理法・倫理規程に対する要望事項などを聴取した。